

# 第1回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業

## 最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和6年9月9日(月)午後2時55分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D
- 3 出席者
- |         |  |
|---------|--|
| 公益代表委員  | 岡 山 一 郎<br>益 田 佐和子<br>米 山 毅一郎  |
| 労働者代表委員 | 高 山 伸 男<br>野 瀬 仁 志<br>八 木 俊 樹  |
| 使用者代表委員 | 池 田 実 加<br>錦 織 勝 輝<br>松 村 信  |
| 事務局     | 労働基準部長 政 木 隆 一<br>賃 金 室 長 三 村 典 代<br>賃 金 指 導 官 中 本 弘 一<br>監 察 監 督 官 諏 訪 雅 浩<br>労 災 補 償 監 察 官 木 村 弘 之 |

## 4 議 事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申し込みはありませんでした。今年度第1回目の専門部会でありますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず定足数について報告申し上げます。

本日は、委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていますことを報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和6年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、政木労働基準部長より挨拶申し上げます。

政木部長

労働基準部長の政木でございます。専門部会の開催にあたり一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、本部会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、岡山県最低賃金につきましては、ご案内のとおり、先般公労使の各委員の熱心なご審議によりまして、時間額になって以降最大の上げ幅である50円プラスの982円として10月2日より発効する運びとなっております。ご審議いただいた委員の皆様にはこの場を借りて感謝申し上げます。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金の水準より1円以上上回る最低賃金を定めることが必要と認められた産業について、設定されることとなっております。委員の皆様方に置かれましては、これから改定の必要性の有無を含めて集中的にご審議いただくこととなります。特定最低賃金につきましては、特に労使のイニシアティブにより決定すると理解するところであり、何卒全会一致をめざしてご審議いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。特定最低賃金7業種ごさい

ますので、非常に過密なスケジュールとなっております、色々ご負担をおかけするかと思いますが、よろしく願いいたします。

中本指導官

それでは、室長よろしく願いします。

三村室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項（１）の「部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長・部会長代理につきましては、最低賃金法において公益委員のうちから選出することとされています。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいていますので私から発表させていただきます。部会長は米山委員、部会長代理は岡山委員です。御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

三村室長

ありがとうございます。

では、以後の議事につきましては、米山部会長にお願いします。

米山部会長

部会長を仰せつかりました、米山でございます。よろしく願いします。

初めに、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。特賃の専門部会は労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な審議を進めていくことが必要かと考えますので、各委員の皆様、御理解、御協力をよろしく願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

三村室長

各部会の状況について、報告させていただきます。

一般機械について、必要性ありとして結審しております。自動車と各種商品小売業は、２回目の部会に持ち越しとなっております。耐火物、鉄鋼、電気につきましては、これからの部会開催でございます。以上です。

米山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名する」ものとされていますので、部会長である私と、労側は高山委員、使側は錦織委員にそれぞれお願いします。

続きまして、本日の大まかな予定を説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。続いて、付議事項(3)「資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項(4)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から改正決定の必要性の有無に係る基本的な考え方を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。ご発言は公労使の三者協議とし、労使それぞれ5分程度でお願いします。御協力をお願いいたします。

それでは、付議事項(2)「特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは資料2をご覧ください。今年度の7業種の改正決定につきましては、7月3日の本審で改正の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。これが資料2-の諮問文です。その後7月29日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料2-の諮問文になります。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することとなります。

ご留意いただきたいことが2点ございます。1点目は、必要性ありとする場合は、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額982円を1円以上上回った金額とする必要があります。また2点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月17日に労働者側委員から提出されております「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますのでご留意下さい。

なお、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日

本審に報告し、審議終了となります。また、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催せずに専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

米山部会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(意見なし)

米山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、これまで各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることから非公開としていました。今年度の審議においても同様の事情により次回以降非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(同意する声)

米山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開とします。

次に、付議事項「(3)資料の説明」について、事務局からお願いします。

三村室長

資料 3から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月5日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けて、増加ペースが鈍化している。」、設備投資は、「6月短観調査における2024年度の県内企業の全産業における設備投資額は増加見込みとなっている。」とあります。

2ページの生産については、「県内主要製造業の生産は、海外経済の回復ペースの鈍化の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直している。」とされており、輸送用機械は、「供給制約の影響が和らぐもとで、回復している。」とされています。また、雇用・所得は、「労働需給は引き締まっており、

雇用者所得は緩やかに改善している。」とあります。

次ページは、岡山県の主要金融経済指標が記載されています。

( 1 ) 最終需要の中の「設備投資」の欄では、岡山県企業短観調査による設備投資額、全産業は、2024年度(計画)で前年比+18.0%となっています。( 4 )物価の欄では、消費者物価指数、岡山市、生鮮食品を除く総合をみますと、7月の前年比は+2.3%と、4月以降、前年比プラスが大きくなっています。

次に資料 4 は、令和6年8月6日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある。」としています。これは、前回4月と同様の判断です。各項目の判断としては、本年4月と比較し「設備投資」、「企業収益」などは上向きとなっており、「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「企業の景況感」は横ばいの状況です。また、先行きについては、「各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクになっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされています。

次ページの各論のうち、「個人消費」は、「一部に弱さがみられるものの緩やかに回復しつつある」とあります。また、「生産活動」は、「足踏みの状況にある」とあり、造船は、「需要が好調で高操業が続いており、今後もコンスタントに新規受注を見込んでいる。」とあります。3ページの「雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、「新規求人数が前年を下回っているものの、有効求人倍率は概ね横ばいで推移している。」とあります。「設備投資」では、「6年度は前年度を上回る見込み」とあり、また、「企業の景況感」において、企業の景況判断BSIは「下降超幅(かこうこえはば)が拡大している」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し。」とあります。

次ページ以降、本報告の資料編となっております。3ページに「生産活動」がグラフ化されており、( 2 ) 主要産業別生産指数、季節調整済を見ますと、輸送用機械は、令和6年4月から5月にかけて上向きとなっています。

資料 5 は、岡山県総合政策局が発表した、令和6年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。生産指数は109.1と、3か月連続の上昇とあります。1ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」があり、3ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されています。5ページ以降、「業種分類生産指数」

「特掲業種分類生産指数」があります。速報値が、訂正された場合、数値の前に「r」が付されています。

資料 6 は、岡山労働局職業安定課が 8 月 30 日に発表した「雇用情勢」です。7 月の岡山県内の有効求人倍率は 1.41 倍となり、前月と比べ 0.05 ポイント上昇しています。11 ページに、「産業別・規模別新規求人状況」があります。E 製造業を見ますと、7 月は、前年同月比 +1.4%、下段の(31)輸送用機械器具 +2.2% となっています。

資料 3 ~ 資料 6 の説明は以上です。

中本指導官

それでは、私から、船舶製造業における最低賃金基礎調査結果について、説明いたします。ご説明いたします基礎調査の資料は、資料 7 となります。

1 ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、「船舶製造・修理業，船用機関製造業」を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としております。30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の 2 分の 1 を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される 18 歳未満、65 歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和 6 年 6 月分の所定内賃金となっております。基本給の他、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。集計結果ですが、集計調査事業所数は 35 社、集計調査労働者数は、536 人、この調査結果を元にして 復元した母集団労働者数は 828 人となっております。以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果についてご説明いたします。

次の 2 ページをご覧ください。「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性 3.0%、女性

12.4%、男女合計で4.2%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

の特性値一覧表ですが、月平均賃金額 265,009 円、時間当たり平均賃金額 1,617 円、第 1・20 分位数 1,041 円、第 1・10 分位数 1,101 円、第 1・4 分位数 1,292 円、中位数 1,556 円となっております。カッコ内が前年度の数字となっております。分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3 ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

3 ページの上から 3 番目にある「1,032 円」の階級を見ていただくと累積で「35 人」の労働者がおり、一つ上の「1,031 円」の階級を見ていただくと累積で「33 人」の労働者がおりますので、結局、「1,032 円」の階級には「2 人」が属しているということが読み取れるということになります。

3～7 ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したものの、9～13 ページには男女別・年齢別に区分した集計となっております。賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,031 円」からプラス 110 円の「1,141 円」までが 1 円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

15 ページをご覧ください。このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を 10 円と 100 円刻みにしてグラフ化したものです。

17 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、30 円引き上げて「1,071 円」とすると、影響率は 7.25%となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料 8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」をご覧ください。こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 25 年から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。令和 5 年度の船舶製造業の特定最賃は 1,041 円で 111.7%となっております。

また、その次のページの表は、船舶製造業特定最賃と県最賃の引き上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっております。

私からの説明は以上となります。



米山部会長

ありがとうございました。  
ただ今の資料説明につきまして、ご質問などありますか。

(特になし)

米山部会長

それではただいまから労使の打ち合わせをお願いします。15分程度取りたいと考えますので、15時40分再開とします。委員の皆さん、よろしくお願いします。

三村室長

それでは控室にご案内します。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

米山部会長

それでは、三者協議を再開します。

付議事項(4)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」の審議に入りたいと思います。まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分程度での発言に御協力下さい。ご発言の順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員をお願いします。それでは、労側の代表の方をお願いします。

八木委員

それでは、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改定の必要性について、労側八木より考え方を述べさせていただきます。

2023年の世界の造船受注量は、前年から2割増となり過去10年で最高の水準となっております。日本国内においても、およそ3年の受注残となっております。また、現在、自動運航船、温室効果ガス大幅削減船等の開発が進められており、今後は環境規制対応に対する需要が一層高まるものと見込まれており、中長期的にも造船市場は拡大していくものと認識しています。

今年の春季生活改善闘争において、造船重機械産業、総合重工7社は、将来を見据えた優秀な人材確保、定着などを鑑み、6社が一人平均月額18,000円、1社が一人平均月額12,000円と、昨年に続き大幅な賃金改善を実現しています。産別最低賃金の引き上げの取り組みは、産業の魅力を高め、優秀な人材を確保、定着させるという観点からも重要であると認識しています。

しかしながら、近年の地域別最低賃金の急激な引き上げにより、船舶製造・修理業，船用機関製造業においては、地域別最

低賃金との差、優位性が縮小傾向にあります。造船産業においては、常に厳しい国際競争力にさらされる産業であり、自動化等を進めるのは困難な工程が多く、現場においては熟練技能が必要とされます。そのため、労働者は肉体的、精神的負荷を伴う作業環境下において、昨今の高付加価値な船舶、製品への対応等、必然的に高い技術、技能が求められ、その高い技術、技能が現在の高品質と高生産を支えているものと認識しています。そうした中、造船業は大企業だけでなく、その裾野、協力会社等含めて成り立っており、組織労働者の最低賃金との格差改善も求められています。

私たちの産業で働く労働者の賃金水準が地賃や他産業と比べて魅力的でなければ、当然軽作業で作業環境が良く、専門性が必要でない産業に優秀な人材が流出してしまい、この造船産業は今後急激に衰退し、存亡の危機に直面してしまうことを危惧しています。

これらのことを踏まえ、我々の産業は高い技術と熟練度を必要とし、その作業環境は他産業と比較して厳しいものであることに鑑みれば、当然ながらその最低賃金は、地域別最賃や他産業の産別最賃と比較して、より高い水準であるべきであると考えています。

従って、産業別最低賃金の改定は必要性ありと判断します。

米山部会長

ありがとうございました。

それでは、次に、使側の代表の方をお願いします。

松村委員

新来島サノヤス造船の松村と申します。使側を代表して、最低賃金の改定についての意見を述べさせていただきます。

まず日本における造船業を取り巻く環境についての共通認識ということで述べさせていただきます。新型コロナウイルスの影響からようやく脱却し、新造船の発注も回復傾向を見せており、各社とも一定の手持ち工事量は確保できたものの、中国、韓国との歪んだ競争環境は引き続き変わらず、鋼材をはじめとする資機材価格の高騰や、地方での少子高齢化の進展による慢性的な人手不足など、造船業を取り巻く環境は依然として安定せず、厳しい状況であるというのが業界の共通認識と認識しています。

その中で、昨年から今年にかけて具体的な状況ということで、プラスに働いた要因、マイナスに働いた要因、それぞれありますが、まずプラスに働いている要因として考えるものとして、船価の改善ということがあります。これについては昨年も引き

続き船価の改善はありましたが、今年も主力船型の価格は高いところで推移しているという状況です。その中で、リプレース需要等もあり、世界全体見回しても、手持ち工事量の増加があり、日本の各社、手持ち工事量につきましては、向う2.5年分の需要を確保しているとも言われています。その中、円安傾向もありまして、営業利益率の改善ということも今は言われております。2022度の-0.1%より2023年度以降はプラスに転じており、+3.6%と大きく改善につながったという報道もされております。

また、マイナス要因としましては、冒頭申し上げましたとおり、鋼材及び資機材の高騰ということが非常に大きく、インパクトがあります。2020年1月時点の指数を100とした場合、2022年6月時点では170超となり、現在も高い水準のまま推移しています。また、鋼材価格の高騰につられる形でその他資機材の価格も上昇しており、上げ幅は2022年度対比で、5%から10%とも言われています。

続いて為替のリスクですが、これも共通認識だと思いますが、円安傾向が長く続いておりまして、今年の6月には月の平均1ドル161円まで円安が進みました。世界や日本国内における政治情勢もあり、先行き不透明感がある中、現在8月末から9月にかけては1ドル143円まで急激な円高が進んでいる状況です。長期間に及ぶ円安傾向は、輸入原材料の価格高騰による資機材価格に悪影響が出ることとなっております。一転、急激な円高となれば、ドル契約船を売船した際の円転額の目減りになってしまうリスクを含んでおります。

もう一点は、生産労働人口の推移ということです。全国的にみても、造船業がある地方都市部では、若年世代の都市部流出ということが問題となっております。これは岡山県内においても同様のことが考えられると考えております。生産年齢人口の低下による労働力不足ということをリスクとして考えています。

こうした中、造船業については単純作業ではなく、安全教育から始まり、多種多様な技能習得まで数年かかることにより、働き手が長く安定した定着が必要であると考えています。これは、これまで労使共通したものであると認識しています。人材確保、安定した人材定着の観点、または全国的な物価インフレへの対応として、最低賃金の改定は必要であるということ結論として、我々の意見を述べさせていただきます。

しかしながら、昨今の政府主導による改定が目安額の多くは中小協力会社、船用メーカー、部品メーカーによって支えられている造船業にとって、人件費に対する影響が大きいというこ

とも併せて述べさせていただきます。

米山部会長                    ありがとうございます。双方からご発言をいただきました。質疑等ございますか。よろしいでしょうか。

（特になし）

米山部会長                    それでは、使側からも必要性あり、もちろん労側からも必要性あり、それぞれご意見をいただきました。労使、必要性の有無につきましては、意見が一致していることでよろしいでしょうか。

（異議なし）

米山部会長                    岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、双方から必要性ありとのお話をいただき、結論を得ることができました。この結論を会長宛て報告したいと思います。

事務局で報告文（案）の準備をしてください。

（事務局報告文を準備し、各委員に報告文（案）を配付）

米山部会長                    それでは、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

三村室長                      報告文（案）を読み上げさせていただきます。

（報告文（案）の読み上げ）

米山部会長                    この（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

米山部会長                    本年7月29日の第508回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文（案）を用意してください。

（事務局、答申文（案）を各委員に配付）

米山部会長                    では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。



いますか。お願いします。

三村室長

1点、確認をさせていただきたいと思います。本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますので、議事録を作成、これを公開させていただきます。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開と確認されておりますので、議事要旨を作成しまして公開することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

米山部会長

それでは、議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようにお願いいたします。

委員の皆さん、ほかに何かございませんか。

(特になし)

米山部会長

それでは、これをもちまして、第1回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。

委員の皆様、大変御苦労様でした。